

管理者常駐等場所通知書

千代田区長 殿

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例第 12 条の規定に基づき、管理者を常駐させ、又は待機させる場所を次のとおり通知します。

住宅宿泊事業 者に関する情 報	商号、名称 又は氏名								
	連 絡 先		T E L — —						
			M a i l						
	届出住宅	区分	☐ 管理者常駐型 ☐ 管理者駆け付け型						
	住所	〒 — 東京都千代田区 （建物名・部屋番号）							
住宅宿 泊管理 業者に関 する情 報	商号、名称 又は氏名					登録 番号			
	連 絡 先		T E L — —						
			M a i l						
	管 理 者 が 常 駐 又 は 待 機 す る 場 所	☐ 届出住宅と同一の居室内（下欄の記入は不要です。）							
		☐ 上記以外（下欄に住所・距離等・地図をご記入ください。）							
		〒 — 東京都 （建物名・部屋番号）							
		届出住宅までの 距離及び時間		距離（ ）メートル 時間（ ）分・秒		※管理者駆けつけ型の条件は、700 メー トル以内で、かつ、10 分以内です。			
地図 この地図は誰が見ても、管理者が常駐又は待機する場所から届出住宅に行けるよう記入し、経路を赤線で示してください。地図を貼り付けた場合も常駐又は待機する場所を明確に記し、経路を赤線で示してください。届出住宅と同一の建物の場合は、地図の記入は不要です。 N 4 ↓									